

島根県立高等技術校規則（昭和45年、島根県規則第3号）

（趣旨）

第1条 この規則は、島根県立高等技術校条例（昭和44年島根県条例第51号。以下「条例」という。）の規定に基づき、高等技術校（以下「技術校」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（職業訓練の種類等）

第2条 技術校における訓練課程、訓練科、訓練生定員及び訓練期間は、別表のとおりとする。

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に別表に掲げる職業訓練以外の職業訓練を行い、又は同表に掲げる訓練科以外の訓練科を設けることができる。

（教科）

第3条 技術校に入校した者（以下「訓練生」という。）が訓練期間中に履習すべき教科は、技術校の長（以下「校長」という。）が定める。この場合において、校長は、教科承認申請書（様式第1号）により、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

（休業日）

第4条 技術校の授業を行わない日（以下「休業日」という。）は、次のとおりとする。

1. 日曜日及び土曜日
2. 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
3. 夏期休暇 8月7日から8月17日まで
4. 冬期休暇 12月26日から翌年1月5日まで

2 校長は、必要があると認める場合には、休業日に授業を行い、又は休業日以外の日を休業日とすることができる。

（入校の許可）

第5条 入校を希望する者は、別に定めるところにより入校願を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

（誓約書）

第6条 入校の許可を受けた者は、直ちに誓約書（様式第2号）を校長に提出しなければならない。

(休校及び退校)

第7条 訓練生は、疾病その他やむを得ない事由のため休校しようとするときは、校長に願い出てその許可を受けなければならない。

2 訓練生は、退校しようとするときは、退校願(様式第3号)を校長に提出し、その承認を受けなければならない。

(懲戒)

第8条 校長は、訓練生が技術校の秩序を乱し、その他訓練生としての本分に反したときは、訓練生に懲戒を加えることができる。

2 懲戒は、戒告、出校停止及び退校とする。ただし、退校は、次の各号のいずれかに該当する者に対してのみ行うことができる。

1. 性行不良で改しゅんの見込みがないと認められる者

2. 正当な理由がないのに出席が常でない者

3. 訓練の成績が劣等で成業の見込みがないと認められる者

4. 技術校の秩序を著しく乱しその他訓練生としての本分に著しく反した者

3 校長は、訓練生に対して出校停止又は退校の処分をしたときは、訓練生懲戒処分報告書(様式第4号)により、速やかに知事に報告しなければならない。

(修了)

第9条 校長は、訓練生が所定の教科を修了したときは、修了証書(様式第5号)を授与する。

2 校長は、訓練生のうち別表に掲げる訓練科を修了した者に対し、教科履修証明書(様式第6号)を交付するものとする。

(ほう賞)

第10条 校長は、訓練生のうち品行方正であり、かつ成績優秀な者又は訓練期間中に他の訓練生の模範となる善行があった者をほう賞することができる。

(弁償)

第11条 訓練生は、技術校の施設又は物品を故意又は重大な過失によりき損し、又は亡失したときは、現品又はその代価に相当する金額を弁償しなければならない。

(補習生)

第12条 校長は、技術校における職業訓練の教科を修了した者が更に技能を高めるため引き続き職業訓練を受けることを希望する場合は、補習生承認申請書(様式第7号)により、あらかじめ知事の承認を得て、その者を補習生として技術校において職業訓練を受けさせることができる。

2 第8条及び前条の規定は、補習生について準用する。

(授業料等の減免の区分及び金額)

第13条 条例第5条第1項及び第3項の規定に基づく授業料、入校料及び寄宿舎使用料(以下「授業料等」という。)の減免の区分及び金額は、次の表のとおりとする。

授業料等	減免区分	減免金額
授業料及び入校料	全額免除	条例の定めるところにより納入すべき額に相当する額
	半額免除	条例の定めるところにより納入すべき額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)
寄宿舎使用料	半額免除	条例の定めるところにより納入すべき額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)
	4分の1免除	条例の定めるところにより納入すべき額の4分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

(減免の期間及び更新)

第14条 授業料等の減免の期間は、1年以内とする。ただし、更新を妨げない。

(減免の申請手続)

第15条 授業料等の減免を受けようとする者は、授業料等減免申請書(様式第8号)を校長に提出しなければならない。

2 校長は、前項の授業料等減免申請書の提出を受けたときは、これを知事に提出しなければならない。

(減免者の決定)

第16条 知事は、授業料等減免申請書を提出した者が条例で定める減免事由に該当するときは、授業料等の減免を決定し、授業料等減免決定通知書(様式第9号)により校長を経由して本人に通知するものとする。

(減免の取消し)

第17条 知事は、授業料等の減免を受けている者が、授業料等の減免の期間中において、条例で定める減免事由に該当しなくなったときは、授業料等の減免の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 知事は、前項の規定により取消しの決定をしたときは、授業料等減免取消通知書(様式第10号)により本人に通知するものとする。

(補則)

第18条 この規則に定めるもののほか、技術校の運営について必要な事項は、校長が定める。

付 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

別表及び様式省略